

告 示

埼玉県告示第八百十三号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

三郷市高州一丁目地内

四 作業期間

令和元年十一月二十五日から令和二年二月二十八日まで